



小型家電製品の充電電池の捨て方は？

「ながしまエコ通信」

現在、充電電池内蔵型の電子機器が増えています。以前は、携帯電話などに限られていましたが、ワイヤレス接続の普及に伴い、さまざまな機器に充電電池が搭載されるようになりました。

衝撃を受けたり、水や塩水が触れたりすることで発熱や発火する可能性があり、大変危険です。可燃ごみとして捨てることはできません。不燃ごみであっても、回収時にごみ回収車によって圧縮されることが多く、危険な状態になるため、処分には注意が必要です。

イヤホンやスピーカーは、充電電池を内蔵して電源接続なしで使えるようになってくるほか、ハンディ扇風機やモバイルバッテリーなど、充電電池を内蔵している製品が多くなっています。

問い合わせ先
役場介護環境課環境衛生係
☎(86) 1153「直通」

【処分方法】

①充電電池が外せない場合

無理に取り外そうとはせず、製品のまま小型家電回収リサイクルボックスを設置している協力店に出すか、資源ごみの日(獅子島地区はビン・有害の日)に、ビニール袋などに入れて、乾電池類と一緒に出すしてください。

②充電電池が取り外せる場合

協力店、町役場に設置してある回収リサイクルBOXに出してください。

③携帯電話の場合

個人情報が入っている携帯電話は、内蔵されているリチウムイオン電池を外さずに携帯電話販売店などでも処分してもらえます。

充電電池が外せない小型家電の一例



ゲーム機など



パソコン、タブレットなど



電動ハブラシ、シェイバーなど



ワイヤレスイヤホン

不法投棄は犯罪です



町では、不法投棄が散見されます。これは、長島の美しい自然や地域の景観を壊すだけでなく、そのごみから出る有害物質が地中に浸透し、土場や地下水を汚染するとともに、悪臭の原因となり、私たちの健康や生活に悪影響を及ぼします。

快適で住みよい長島を次

の世代へ残すためにも不法投棄は絶対に行ってはいけません。

不法投棄は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に科せられます。

問い合わせ先

役場介護環境課環境衛生係
☎(86) 1153「直通」